

利用料金の減免規程

令和5年10月1日

徳島市体育施設条例第10条に規定する利用料金の減免基準を次のとおり定める。

利用料金の減免を受けようとする者は、徳島市体育施設利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

減免の対象	減免率	必要書類等	
徳島市及び徳島市教育委員会（以下、徳島市等という。）が主催する事業（利用料金が予算措置されている事業を除く。）	全 額	減免申請書	
徳島市小学校体育連盟及び徳島市中学校体育連盟が主催する次の行事 (1) 徳島市・名東郡小学校体操発表会 (2) 徳島市・名東郡小学校陸上運動記録会 (3) 徳島市・名東郡小学校水泳検定会 (4) 徳島市中学校総合体育大会 (5) 置市記念徳島市中学校陸上競技大会	全 額	減免申請書	
徳島市等の共催を得て実施する事業で徳島市等の財政支援が必要と認められる事業又は、徳島市等からの資金援助（補助金・委託料等）を得て実施される事業の遂行のために利用料金の減免が必要と認められる場合 （営利を目的とする事業を除く。）	半 額	減免申請書 関係課の副申書	
障害者が次の施設を個人利用する場合に限り、当該障害者と介護人1名の利用料金を免除する。 (1) 徳島市陸上競技場 (2) 徳島市田宮公園プール (3) 徳島市B&G海洋センタープール (4) 徳島市B&G海洋センター舟艇施設 (5) 徳島市ライフル射撃場	全 額	身体障害者手帳 （MIRAIRO IDの提示でも可） 知的障害者療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	
障害者福祉団体が、障害者の積極的な社会参加を促進するために利用する場合（利	大会・行事等の開催 （前後の準備・後片付けを含む。）	全 額	減免申請書 関係課の副申書

用料金が補助されている場合を除く。）	上覧以外の利用 (日々の練習等)	半 額	
--------------------	---------------------	-----	--

減免の対象		減免率	必要書類等
徳島市立の学校、幼稚園、保育所（以下、学校等という。）の校舎等の建替えに伴い、授業等に体育施設を利用する場合 (利用料金が予算措置されている場合を除く。)		全 額	減免申請書 (申請者は、学校長、園長、所長。クラブ等からの申請は不可)
市民運動広場を義務教育課程までの者が平日に利用する場合で特別な理由が有る場合		半 額	減免申請書
徳島市をホームタウンとするプロスポーツチームの試合等 (アマチュアスポーツ以外に利用する場合の適用の利用料金に限る。)	試合	5分の3 に相当 する額	減免申請書
	上記以外の利用 (練習・ファンクラブ活動等)	5分の3 に相当 する額	

上記の外、指定管理者が実施する自主事業及び施設の管理運営において、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、次の条件において減免できるものとする。

[条件]

- 1 指定管理料の算定における利用料金収入には反映しないこと。
- 2 利用の公益性、公平性を損なわないこと。

特記事項

- 1 市立体育館の冷暖房設備利用料金について
(他の施設で光熱水費の実費を徴収する場合も同様とする。)
実費徴収の意味が強いので減免しない。
- 2 器具、備品の利用料金について
実費徴収の意味が強いので減免しない。
- 3 上記表中、関係課の副申書について
毎年又は隔年に行われる定例的な申請で、内容が明らかに同様と認められる場合は関係課の副申書を省略できる。
- 4 上記表中、市民運動広場の利用における特別な理由
特別な理由とは、次の要件を満たしている場合をいう。

[要件]

- (1) 非営利で運営されているチームであること。
- (2) チームのメンバーが市内の広範囲から参加し地域性が少なく拠点となる練習場がない場合、又は、学校の運動場が狭く児童・生徒の活動の調整が困難なため本件施設を利用する場合、その他これに類する場合であること。